

マイターゲット2030(確定拠出年金向け)

投資信託協会分類:追加型投信／内外／資産複合／インデックス型

本商品は元本確保型の商品ではありません

1.投資方針

- ・2030年をターゲットイヤーとし、定期的に各資産(国内株式、外国株式、国内債券、外国債券等)への基本投資割合を変更することで、ターゲットイヤーの5年前となる2025年7月に近づくにしたがい、リスクの漸減を図ることを基本とします。※定期的な基本投資割合の変更は、家計や市場の構造変化等を考慮し、当面、原則年1回行なうことを基本とします。
- ・各資産への基本投資割合は当初設定時は国内株式:31.5%、外国株式:21%、国内債券:38%、外国債券:9.5%を基本とし、2025年7月以降は国内株式:20%、外国株式:10%、国内債券:55%、外国債券:15%を基本とします。
- ・投資を行なう親投資信託証券(以下「マザーファンド」といいます。)は、原則として、金融指標の動きに連動する投資成果を目指すものとし、別に定めるマザーファンドの中から、市場構造等を勘案し、各マザーファンドへの投資比率を決定します。
- ・一部のマザーファンドへの投資比率がゼロとなる場合があります。また、基本投資割合の変更に際し、新たにマザーファンドを投資対象に追加する場合があります。
- ・当初設定時に投資するマザーファンドは、後述(2.主要投資対象)の通りです。各マザーファンドは、各々の対象指数の動きに連動する投資成果を目指して運用を行ないます。

- ・2025年7月以降、マザーファンドを通じた各資産への基本投資割合を一定とします。また、各月末時点において、基準価額が委託会社の定める下値基準価値を下回る場合、一定期間、マザーファンドを通じて投資する各資産への実質的なエクスポージャーを引き下げ※、短期有価証券等へ投資する安定運用を行ないます。
- ※各資産への実質的なエクスポージャーをゼロに近づけることを基本とします。
- ・安定運用を行なうにあたっては、国内外の株価指数先物取引、債券先物取引等の有価証券先物取引等および為替予約取引等の売建てを行なう場合があります。
- ・実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。ただし、2025年7月以降、安定運用を行なう場合においては為替ヘッジを行なう場合があります。
- ・ファンドはマザーファンドを通じて投資するファミリーファンド方式で運用します。

* 当ファンドにおいては、上記のような運用を「下値保全に配慮した運用」という場合があります。

- ・委託会社の定める下値基準価値は、当初、2025年6月末の基準価額の95%程度とします。毎月末の基準価額を勘案して下値基準価値を見直すことを基本とし、原則として、月末の基準価額が下値基準価値を下回った場合には切り下げを行ない、月末の基準価額が直近の下値基準価値改定時(一度も改定されていない場合は2025年6月末)の基準価額を一定水準上回った場合には切り上げを行ないます。
- ・安定運用に切り替えた場合の、安定運用を行なう一定期間は、3ヵ月程度を基本とします。なお、当該期間は、市況動向等により見直される場合があります。
- ・安定運用期間終了後は、安定運用に切り替える前の基本投資割合となるよう、各資産への実質的なエクスポージャーを引き上げます。

2.主要投資対象

国内および外国の各株式、国内および外国の各債券等を投資対象とするマザーファンドを主要投資対象とします。
投資対象とするマザーファンドは、「国内株式マザーファンド」、「外国株式MSCI-KOKUSAIマザーファンド」、「国内債券NOMURA-BPI総合マザーファンド」、「外国債券マザーファンド」、「新興国株式マザーファンド」、「新興国債券(現地通貨建て)マザーファンド」、「J-REITインデックスマザーファンド」、「海外REITインデックスマザーファンド」とします。

3.主な投資制限

- ・株式への実質投資割合には制限を設けません。
- ・外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- ・デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

4.ベンチマーク

ファンドは、投資対象とする各マザーファンドが連動を目指す対象指数の月次リターンに、各資産への基本投資割合を掛け合わせた合成指数をベンチマークとします。

- ・各マザーファンドが対象とする指数及び著作権等
- ・東証株価指数(TOPIX)(配当込み)(国内株式マザーファンドの対象指数)
東証株価指数(TOPIX)(配当込み)の指數値及び東証株価指数(TOPIX)(配当込み)に係る標章又は商標は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」といいます。)の知的財産であり、指數の算出、指數値の公表、利用など東証株価指数(TOPIX)(配当込み)に係る標章又は商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、東証株価指数(TOPIX)(配当込み)の指數値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。本商品は、JPXにより提供、保証又は販売されるものではなく、本商品の設定、販売及び販売促進活動に起因するいかなる損害に対してもJPXは責任を負いません。
- ・MSCI-KOKUSAI指数(円ベース・為替ヘッジなし)(外国株式MSCI-KOKUSAIマザーファンドの対象指数)
MSCI-KOKUSAI指数(円ベース・為替ヘッジなし)は、MSCIが開発した指數です。同指數に対する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCIに帰属します。またMSCIは、同指數の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
- ・NOMURA-BPI総合(国内債券NOMURA-BPI総合マザーファンドの対象指數)
NOMURA-BPI総合の知的財産権とその他一切の権利は野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社に帰属しています。また、同社は当該指數の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。
- ・FTSE世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)(外国債券マザーファンドの対象指數)
FTSE世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指數はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指數に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、加入者のみなさまに対して当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式や公社債等値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入のお客様に帰属します。■当資料は、野村アセットマネジメント株式会社が信頼できると判断した諸データに基づいて運営管理機関によって作成されましたたが、その正確性、安全性を保証するものではありません。また、上記の実績・データ等は過去のものであり、今後の成果を保証・約束するものではありません。

マイターゲット2030(確定拠出年金向け)

投資信託協会分類:追加型投信／内外／資産複合／インデックス型

本商品は元本確保型の商品ではありません

5.信託設定日

2015年6月22日

6.信託期間

無期限

7.償還条項

信託期間中において、やむを得ない事情が発生したとき等は、受託者と合意のうえ、信託契約を解約し、当該信託を終了させる場合があります。

8.決算日

原則、毎年6月28日(ただし、6月28日が休業日の場合は翌営業日)

9.信託報酬

純資産総額に年0.198%(税抜年0.18%)の率を乗じて得た額

内訳(税抜):委託会社 年0.08%、受託会社 年0.02%、販売会社 年0.08%

10.信託報酬以外のコスト

その他の費用・手数料として、以下の費用等がファンドから支払われます。これらの費用等は、運用状況等により変動するものであります。事前に料率、上限額等を表示することができません。

- ・組入有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料
- ・外貨建資産の保管等に要する費用
- ・有価証券の貸付に係る事務の処理に要する費用
- ・監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用
- ・ファンドに関する租税 等

11.お申込単位

1円以上1円単位

12.お申込価額

ご購入約定日の基準価額

13.お申込手数料

ありません。

14.ご解約価額

ご売却約定日の基準価額

15.信託財産留保額

ありません。

16.収益分配

原則、毎年6月28日(休業日の場合は翌営業日)に分配を行ないます。(原則再投資) 分配金額は、分配対象額の範囲内で、基準価額水準等を勘案し、委託会社が決定します。

*委託会社の判断により分配を行なわない場合もあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

17.お申込不可日等

金融商品取引所等における取引の停止等、その他やむを得ない事情があるときは、委託者の判断でファンドの受益権の取得申込・解約請求を中止等する場合があります。また、確定拠出年金制度上、取扱申込・解約請求ができない場合がありますので、運営管理機関にお問い合わせください。

18.課税関係

確定拠出年金制度上、運用益は非課税となります。

19.損失の可能性

基準価額は、後述の基準価額の主な変動要因等により、下落する場合があります。したがって、購入者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。また、運用により信託財産に生じた損益はすべて購入者のみなさまに帰属します。

20.セーフティーネットの有無

投資信託は預金保険の対象ではありません。投資信託は保険ではなく、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。

21.持分の計算方法

基準価額×保有口数

注:基準価額が10,000口あたりで表示されている場合は10,000で除してください。

22.委託会社

野村アセットマネジメント株式会社

(ファンドの運用の指図を行ないます。)

23.受託会社

野村信託銀行株式会社

(ファンドの財産の保管および管理を行ないます。)

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、加入者のみなさまに対して当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式や公社債等の有価証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入のお客様に帰属します。■当資料は、野村アセットマネジメント株式会社が信頼できると判断した諸データに基づいて運営管理機関によって作成されました。また、正確性、安全性を保証するものではありません。また、上記の実績・データ等は過去のものであり、今後の成果を保証・約束するものではありません。

マイターゲット2030(確定拠出年金向け)

投資信託協会分類:追加型投信／内外／資産複合／インデックス型

本商品は元本確保型の商品ではありません

24. 基準価額の主な変動要因等

ファンドの基準価額は、投資を行なっている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、ファンドにおいて、投資者のみなさまの投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。

[株価変動リスク]

ファンドは実質的に株式に投資を行ないますので、株価変動の影響を受けます。

[債券価格変動リスク]

債券(公社債等)は、市場金利や信用度の変動により価格が変動します。ファンドは実質的に債券に投資を行ないますのでこれらの影響を受けます。

[為替変動リスク]

ファンドは、実質組入外貨建資産について、原則として為替ヘッジを行ないませんので、為替変動の影響を受けます。

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

《その他の留意点》

◆ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

●ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てる必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受け付けが中止等となる可能性、換金代金の支払いが遅延する可能性等があります。

●資金動向、市況動向等によっては、また、不慮の出来事が起きた場合には、投資方針に沿った運用ができない場合があります。

●ファンドが実質的に組み入れる有価証券の発行体において、利払いや償還金の支払いが滞る可能性があります。

●有価証券への投資等ファンドにかかる取引にあたっては、取引の相手方の倒産等により契約が不履行になる可能性があります。

●ファンドの基準価額とファンドのベンチマークである合成指数は、費用等の要因により、完全に一致するものではありません。また、ファンドの投資成果が合成指数に連動または上回ることを保証するものではありません。なお、安定運用期間中は、ファンドの基準価額は合成指数には連動しません。

●投資対象とするマザーファンドにおいて、他のベビーファンドの資金変動等に伴なう売買等が生じた場合などには、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

●2025年7月以降の運用においては、基準価額が委託会社の定める下値基準値を下回る場合、一定期間、安定運用への切り替えを行なうことで、基準価額の大幅な下落を回避することを目指しますが、必ずしもある一定水準の基準価額が保全されることを示唆するものではありません。

●ファンドは、計算期間中に発生した運用収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて分配を行なう場合があります。したがって、ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。投資者の個別元本(追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本)の状況によっては、分配金額の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。分配金は、預貯金の利息とは異なりファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後の純資産はその相当額が減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中に運用収益があつた場合においても、当該運用収益を超えて分配を行なつた場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。